

# 被災地住宅相談員（キャラバン隊）研修会

## 住宅相談員とは？



# 研修会内容

- ・はじめに(建築士会の備え)
  - \* 防災委員会の設置
  - \* 活動内容
- ・被災地住宅相談キャラバン隊について
  - \* 他県への災害支援
  - \* キャラバン隊に関するQ&A
- ・A. 県外での災害支援体制(被災地住宅相談キャラバン隊)
  - \* 趣旨・内容・方法
  - \* フロー
- ・B. 県内での災害支援体制
  - \* 目的・方法・内容 / 流れ
- ・参考資料
  - \* 応急危険度判定
  - \* 罹災証明書に関するQ&A



## \* はじめに (建築士会の備え)

### ①. 防災委員会の設置

#### ・2005年、委員会の設立 (2004年の新潟県中越地震の教訓)

(突然の災害に備えが重要、災害に強い士会へ)

- ・各支部、会員で取り組む(委員は、各支部より選出)
- ・災害時支援の規定、相談員の育成
- ・災害時支援の運営、広報、活用
- ・防災に関する研修、情報発信等、会員のスキルUP

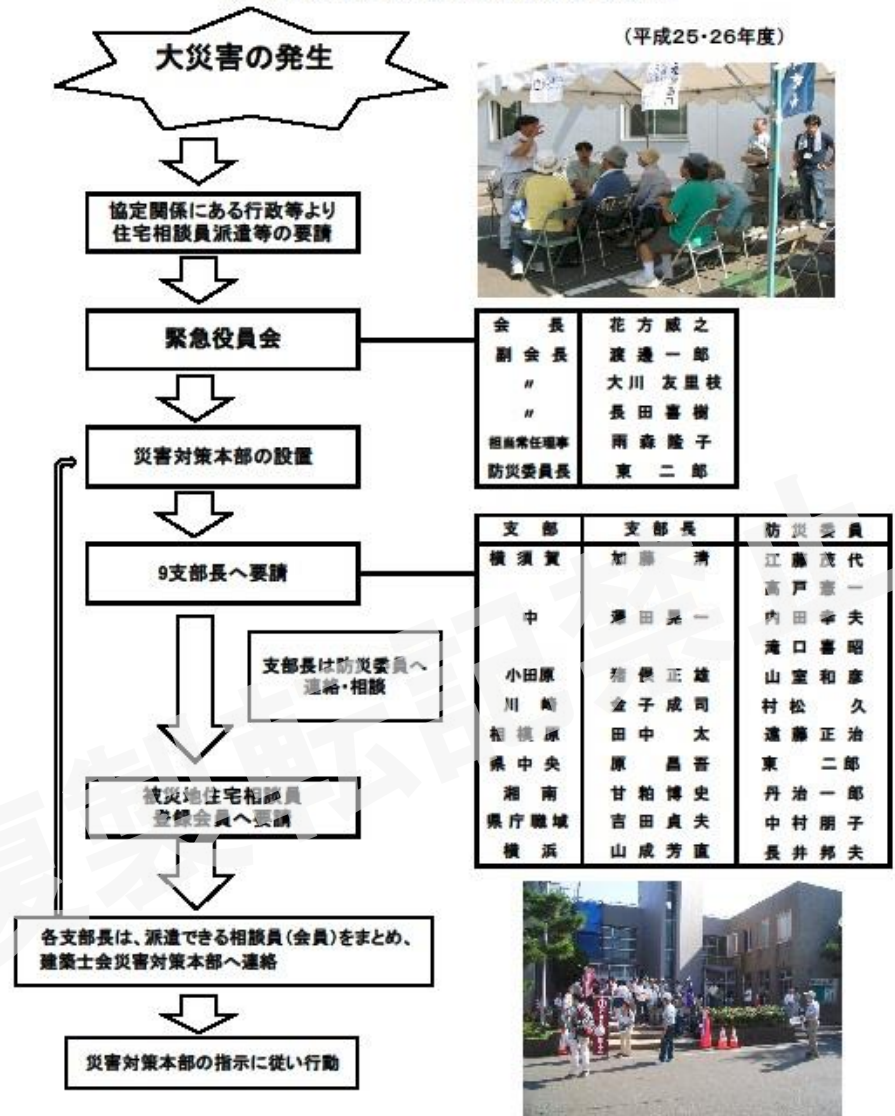


## ②. 主な活動内容

- a. 被災地住宅相談の体制づくり
- b. 相談員の確保（相談員の登録制）
- c. 防災連絡網の作成
- d. マニュアル作成
- e. 他団体との協定

# C.防災連絡網

## (一社)神奈川県建築士会 防災連絡網



・毎年、防災連絡網の見直しをしています  
 ・被災地住宅相談員の登録から、始めませんか！  
 ＊被災地住宅相談員の登録は、建築士会、支部長、防災委員へお問合せ下さい

＊これまでの住宅相談実績(派遣人数)  
 ・H16.10.23.新潟県中越地震:44名、H19.7.16.新潟県中越沖地震:40名の派遣

一般社団法人

神奈川県建築士会・防災委員会

## e.他団体との協定

## 災害時の住宅相談

災害時の住宅相談業務（依頼者別）

	目的	協定関係	業務内容等
A 被災地住宅相談 キャラバン隊	・他県（関東甲信越）で災害が発生した場合に、住宅相談を行う。	関東甲信越建築士会ブロック会 (2008. 4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他県で災害が発生し、被災自治体から日本建築士会連合会を通じて被災建築士会からキャラバン隊派遣（住宅相談キャラバン隊）の支援要請があった場合は、緊急役員会を速やかに開催し、派遣の可否を決定する。</li> <li>・士会本部は、日程等の調整を行い計画書を作成し、支部長等に対し派遣実施についてを依頼する。</li> </ul>
B 神奈川県における大規模 災害発生時の住宅対策	・本県で災害が発生した場合に、持ち家再建支援の一環として住宅相談を行う。	神奈川県 (2005. 9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と（一社）神奈川県建築士会は、被災地住宅再建に係る相談業務について、協定を締結して、両者が連携して相談業務を実施する。</li> <li>・この協定に基づき県、市町村及び関係団体の協力により、相談業務マニュアル（被災地住宅再建支援マニュアル）を作成した。</li> <li>・マニュアルでは、相談業務を現地巡回相談と窓口相談に分け、それぞれの実施手順についてフロー図と解説で説明。</li> <li>・具体的には、県の協力要請に基づき建築士会は住宅相談人員を確保し、両者で調整して作成する相談業務実施計画に基づき、地域県政総合センター等相談業務実施場所にて、各建築士が巡回相談及び窓口相談を実施するスキームとしています。</li> </ul>
神奈川県大規模災害対策	・大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の団体等が事前に専門的人材を組織し、復興に係る支援体制を確立し、もって、被災地域の復興と発展に寄与するとともに、平常時における予防対策に関する支援活動にも寄与する。	神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会 (2004. 11) (県内の士がつく12団体と神奈川県防災局 安全防災部災害対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県において大地震その他これに類する広域、大規模な災害が発生した場合に、被災地域及びそれら各団体に登録している構成員が専門的知識及び経験を有効かつ機能的に活かしてその支援活動を行う。</li> <li>・前記専門家職能団体間における情報交換、連絡、調整その他の復興支援活動の支援をする。</li> <li>・目的達成のために、次の業務を行う。</li> </ul> <p>1 被災地域及び被災住民に関する会員相互間の情報交換、連絡及び調整</p>



## 被災地住宅相談(キャラバン隊)について

- ・他県への災害支援  
(協定関係にある A.関東甲信越建築士会ブロック会内)  
⇒1都9県 (東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟)
- ・建築士会へ要請がなければ、支援活動は、ありません。  
( \*被災地へ個人では、行けません)
- ・A内での被災地住宅相談について、Q&A形式で学ぶ

## 被災地住宅相談キャラバン隊に関するQ&A

Q1. 被災地住宅相談キャラバン隊とは？（通称：キャラバン隊）

A1. 被災した市町村の要請を受けた県が、被災地住宅相談を、国の協力のもと、同県の建築士会へ支援要請を行います。  
県外における被災地支援です。

要請を受け、被災地住宅相談が出来る会員が集まり、  
グループでまとまり、専門知識のある建築士が、被災地で住宅相談を行う事を「被災地住宅相談キャラバン隊」と言います。

- \* 建築士会へ要請されますが、被災地住宅相談支援が出来る会員（相談員）は、ボランティア活動として参加します。



## Q2. ボランティアとは？

A2. ボランティアとは、強制ではなく、自分の意思で、自己責任のもと、**無償で、社会活動などに参加し、奉仕活動を行う人の事です。(社会奉仕)**

\* ボランティアの4原則 (社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会HPより)

- **自発性** : 自由な意志で行うこと
- **無償性** : 利益を求めないこと
- **社会性** : 公平に相手を尊重できること
- **創造性** : 必要に応じて工夫できること

### Q3. 相談員は、なぜ登録制なのですか？

A3. 地震大国の日本では、これまでの教訓から、**災害に備える**事が重要視される様になりました。

相談員を登録制にしている事も、**備えの1つ**です。

- ・要請に対し、**早急な対応**が出来るようにしておく事が重要です。
- ・新潟県中越地震では、キャラバン隊の要請があり、各支部長が、被災地に行ける会員集めに、大変苦労されたと言う事です。
- ・被災地に行きたかったが、**知らなかった、連絡がなかった**という会員の声もありました。
- ・多くの会員に相談員について理解頂き、登録制とし、**登録された方を優先に連絡する**事になりました。

Q4. 相談員は、登録すると、必ず被災地へ行くのですか？

A4. 相談員に対し、**行く事について、強制力はありません。**

災害は、いつ来るかも分かりません。  
相談員として登録していても、その時の自分の状況も分かりません。被災地住宅相談は、**ボランティア活動**です。

参加するかどうかの最終判断は、**自分**で決めて下さい。

要請時のご自分の状況（家族、仕事、自分の健康状態など）を十分考慮し、無理のない範囲で、参加を決めて下さい。



Q5. 相談員への依頼は、どこから来るのでしょうか？

A5. 基本的には、あなたが所属する**支部の支部長、防災委員**から連絡があります。

建築士会の防災連絡網があり、さらに各支部にも、連絡網が作成されているところもあります。

**支部の連絡網**からの連絡も考えられますが、詳しくは、支部にお問い合わせください。

今後、士会および支部の防災連絡網の拡充、連絡網の実施を含む防災訓練等が、検討課題です。

Q6. 相談員は、どのような準備をすればいいのでしょうか？

A6. **ボランティア活動に参加する**事を念頭に、おいて下さい。  
被災地に、飲料、食料、宿泊先などの期待は、難しいです。

同行する相談員の車でいきますので、**車内での宿泊**も考えられます。(ご自分の車を出す事も、想定して下さい)  
本部からの情報を十分把握し、**支部、同行する相談員と相談**しながら準備して下さい。

季節、被災地までの距離、支援日程などに合わせた準備が必要です。**自分の判断で準備**して下さい。

ご自宅にある防災用品の中でも、避難用品(ヘルメット、懐中電灯、軍手、ラジオ、ヘッドライト、マスク、救急セット、簡易トイレ、ティッシュ、タオル、寝袋など)を、**日頃の準備**とし被災地へ行く時にも、使えるようにしておくことが大切です。



## Q7. 相談対応を行うための知識が、必要ではないのでしょうか？

A7. 建築士として、**これまでの知識、経験で十分**です。

大きな不安を抱えている被災者へ、専門家として、被災者の立場になり、少しでも**不安を取り除く事**に努めて下さい。

応急危険度判定が、終了した後に行う被災地住宅相談は、被災後、**はじめての専門家による住宅相談**となります。

**相談員の役割**は、相談者へ、次にどうすればいいかを提案し、**次の段階へ繋げる事**です。同じ目線で、丁寧な言葉使いを心がけて下さい。

相談に対する回答は、**一般的な回答**に留まると思われます。専門外の公的被災者支援（支援金、仮設住宅、融資等）については、問合せ先をお知らせ下さい。（このような資料については、相談前に、現地災害対策本部等にて、ご確認下さい。）

Q8. 費用負担は、ありますか？

A8. ボランティア活動です、かかる費用は、**自己負担**とと思って下さい。

Q9. 現地で、不測のけがや病気になったら、どうすればいいのでしょうか？

A9. 団体保険の**ボランティア保険(天災)**に被災地市町村が、加入します。

被災地での対応は、**応急処置程度**とされます。**自分の判断**で、無理せず、相談の中止、帰宅などを決め、グループに相談し、被災地におけるリーダーまたは、災害対策本部に連絡して下さい。

**保険証、救急セット、常用薬**等などは、個々の判断で持参して下さい。



## Q10. 相談業務に、女性建築士も参加できますか？

A10. 参加できます。支援内容・方法についても**男女同じ条件**で行います。高齢者、女性だけの家族など、場合によっては、女性建築士が適している事もあると思われます。

危険を伴う事もありますが、特に、力仕事をする訳ではありません。

男女関係なく、参加の判断は、**自分の健康状態を考慮**し、決めて下さい。



## Q11. 被災地には、どのように行くのでしょうか？

A11. **支部**で、行く相談員の**取りまとめ**を行います。  
誰に車を出してもらうか、その車に誰が乗るか、グループ(4~5名)で準備する物が何かなどを決めて行きます。

士会対策本部に、高速道路の通行証、建築士会腕章等が準備されますので、受け取り、被災地へ向かいます。

\* 不慣れで、**悪路**と思われる被災地ですので、できれば、その状況に適した車が良いと思われれます。

・被災地に入る前に、**ガソリンを満タン**にして下さい。

・**カーナビケーション付の車**で行くようにして下さい。



## A. 他県での災害支援体制（関東甲信越建築士会ブロック会との協定） 被災地住宅相談キャラバン隊

### ・趣旨

**他県**で災害が発生し、被災地より支援要請があった場合、  
**早急な対応**で、支援活動を行う事

### ・想定される支援内容

1. **応急危険度判定の結果**及び**損傷状況**に関する相談
2. **建替え**及び**修繕**に関する相談

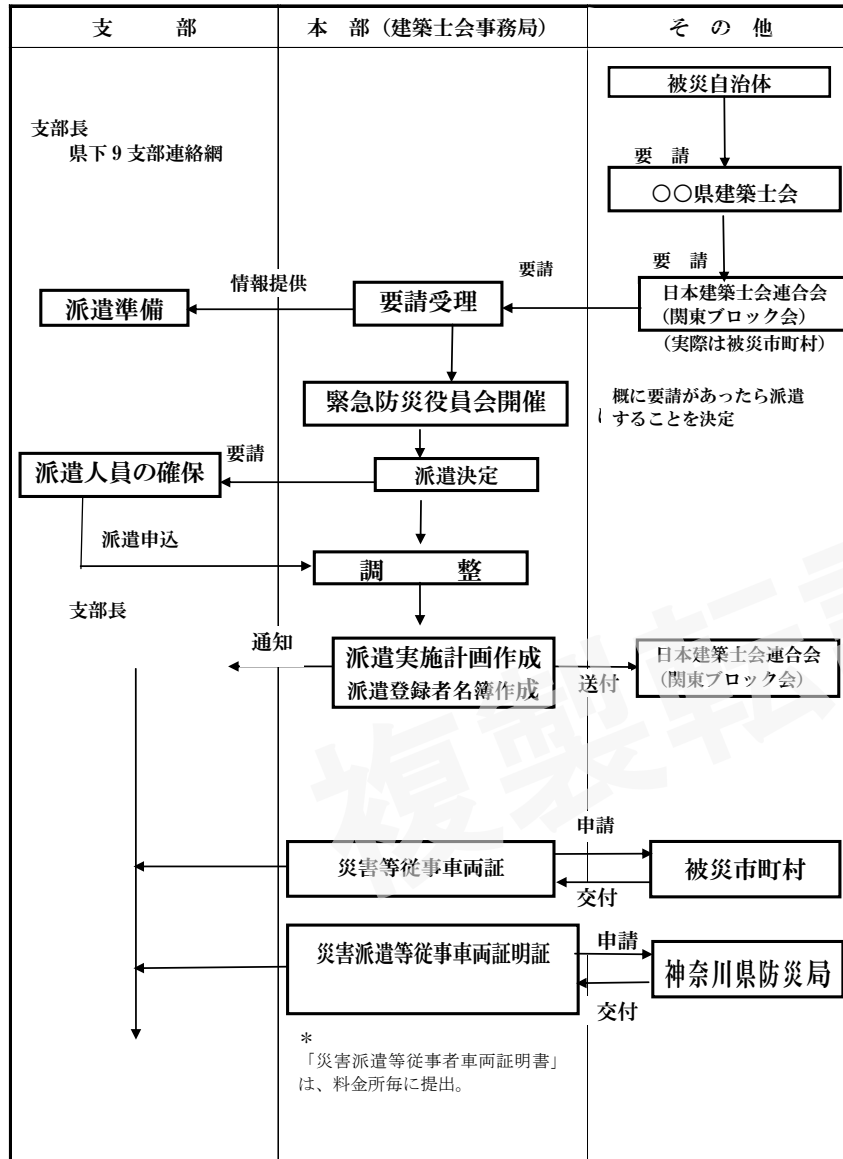
### ・想定される支援方法

1. 被災住宅の**現地巡回**相談
2. **窓口**相談及び**電話**相談

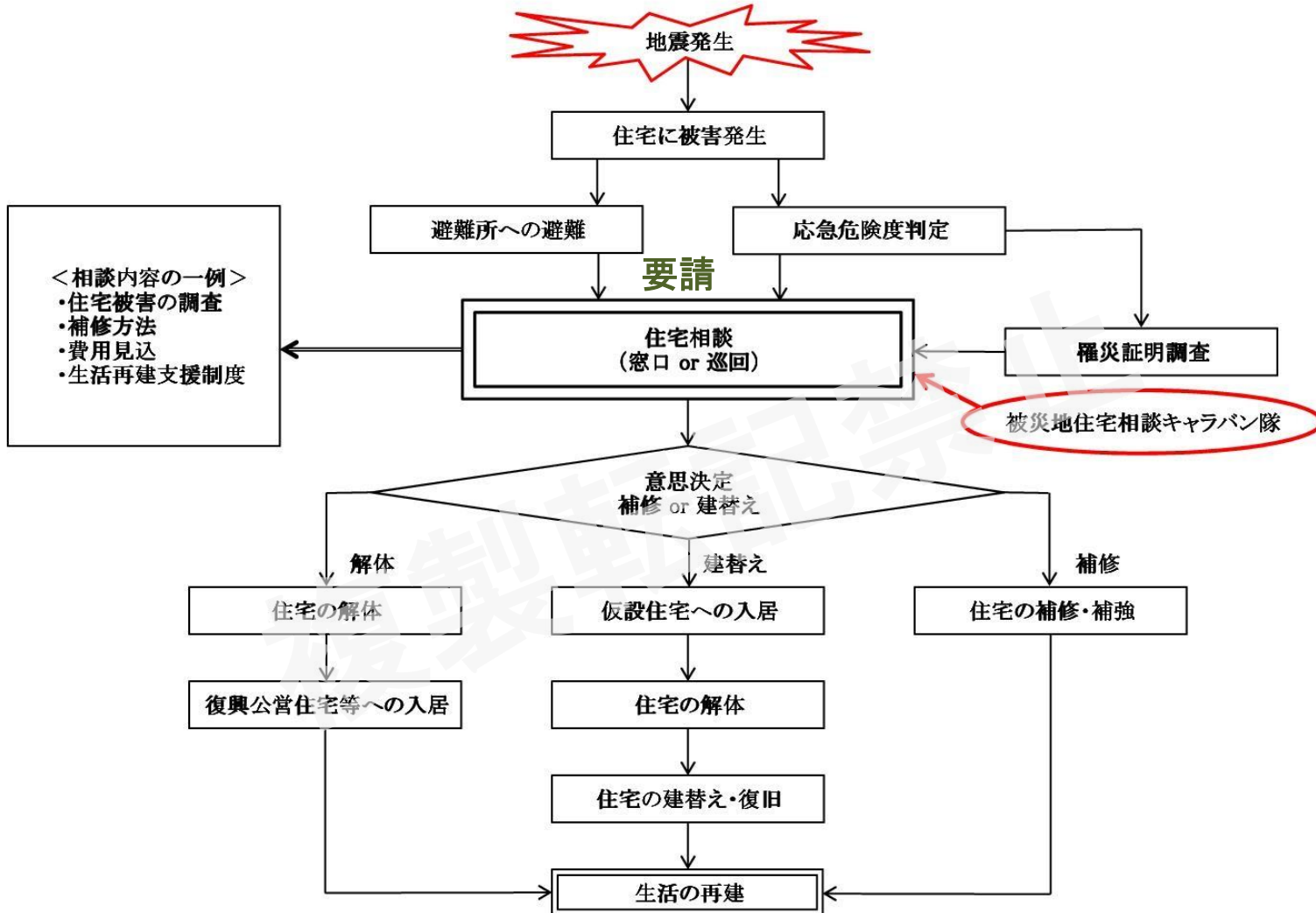


# 他県における災害時支援要請に対するフロー

2015.



# ・要請の時期は？

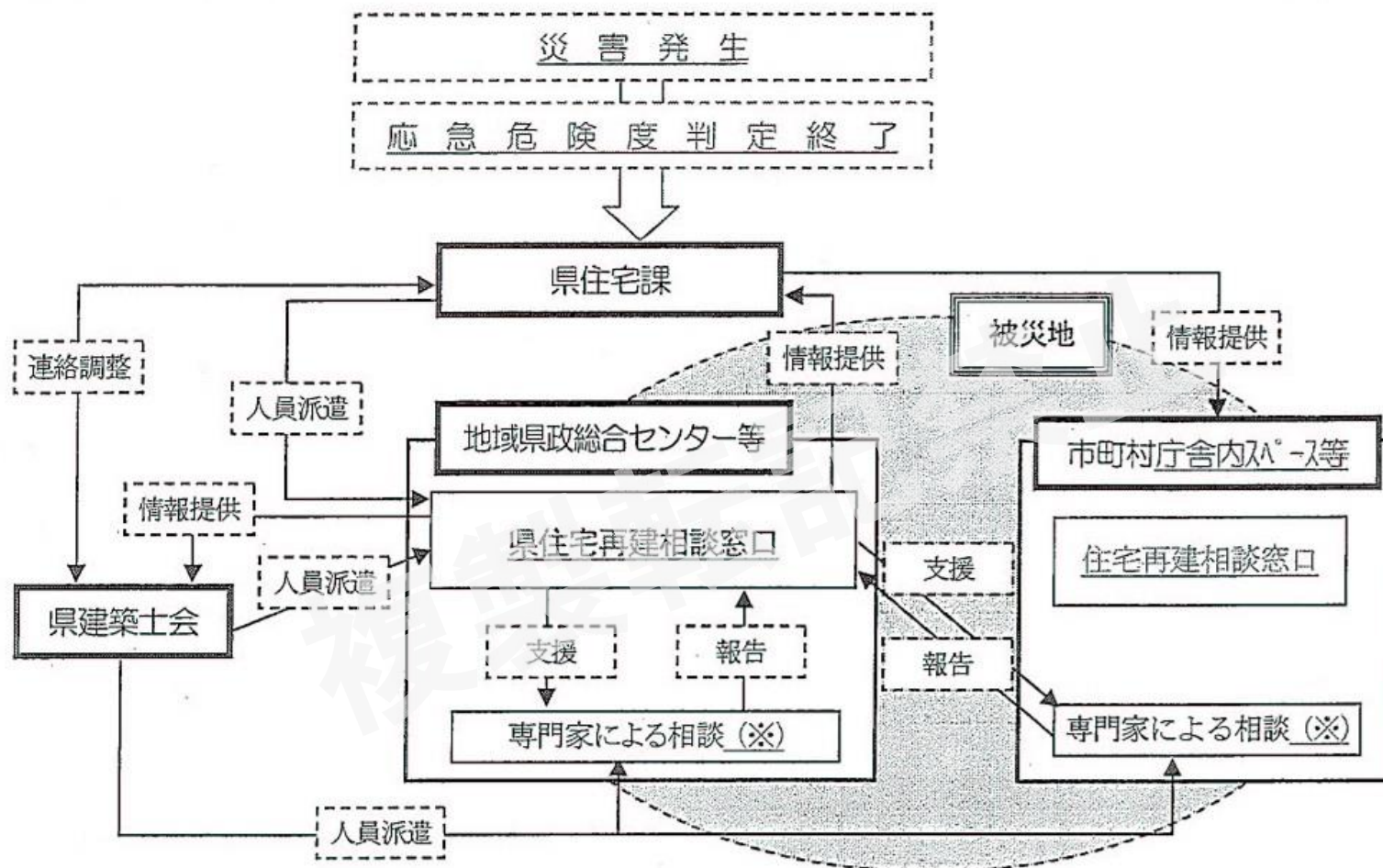


## B. 県内での災害支援体制（神奈川県との協定）

- 目的：被災住宅の早期再建に資するために行う住宅相談支援
- 住宅相談の方法
  1. 現地巡回相談
  2. 窓口相談
- 住宅相談の内容
  1. 建替え及び修繕に関する相談
  2. 応急危険度判定の結果及び損傷状況に関する相談

# ・被災住宅再建・支援にかかる相談関連事務の流れ

◆被災住宅再建に係る専門家（（社）神奈川県建築士会会員）による相談体制（イメージ図）



※ 県の要請により、（社）神奈川県建築士会から会員の建築士が派遣され、相談業務を実施します。



## ・被災地住宅相談キャラバン隊の活動実績

### ○ 新潟県中越地震

- ・発生時期：平成 16 年 10 月 23 日
- ・規模：M 6.8
- ・被害規模：全壊 3,175 棟、半壊 13,810 棟、一部損壊 105,682 棟

### ◆ 神奈川県派遣について

- ・派遣日時：平成 16 年 11 月 10 日～14 日間 5 日間
- ・派遣人数：44 名 延べ 111 名
- ・派遣先：長岡市内を中心
- ・相談件数：300 件
- ・相談体制：2～3 名

### ○ 新潟県中越沖地震

- ・発生時期：平成 19 年 7 月 16 日
- ・規模：M 6.8
- ・被害規模：全壊 342 棟、半壊 99 棟、一部損壊 465 棟

### ◆ 神奈川県派遣について

- ・派遣日時：平成 19 年 8 月 1 日 1 日間
- ・派遣人数：40 名
- ・派遣先：柏崎市全域
- ・相談件数：137 件（現地調査 123 件、電話相談 14 件）
- ・相談体制：4 班編成（7～8 名）で、2～3 名



# 受付・派遣先指示



朝の受付

注意事項、作業の説明



氏名の確認



集合・神奈川県隊員



派遣先割り振り

複製転記禁止





窓口相談







活動報告書

日付: 11月13日(土)

ご担当: (社)神奈川県建築士会  
 榊原, 古怒田, 村島

ご担当エリア: No.21A、No.

調査件数: 7

	No.	No.
●出発時の受付票の数	6 枚	___ 枚
●訪問調査された件数	67 枚	___ 枚
●訪問できなかった件数	0 枚	___ 枚
●その他 (ヒヤリング)	1 枚	___ 枚



川口町・小千谷市041106・07



避難テント(川口町)



避難テントそばの洗濯場(川口町)



自衛隊の炊き出し(小千谷小)



避難所の生活(小千谷高体育館)

複製転記禁止



## 参考資料

### \* 応急危険度判定

#### 応急危険度判定とは？

大地震により被災した建築物を調査し、その後の余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することです。人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。



応急危険度判定は市町村が地震発生時に様々な応急対策の一つとして行うものですが、行政職員だけでは対応が難しく、「応急危険度判定士《として登録された民間の建築士等が、ボランティアとして協力します。

応急危険度判定士になるには、指定講習を受講し、各都道府県で登録を行います。この制度は、平成3年に静岡県、平

成4年に神奈川県で制度化され、平成25年3月末の全国の応急危険度判定士数は104,190名となっています。

応急危険度判定士は、罹災証明の為の調査や被災建築物の恒久的使用の可否を判定するなどの目的で行うものでなく、震災直後の住民の安全を確保するのが重要な役割となっています。



# \* 応急危険度判定調査

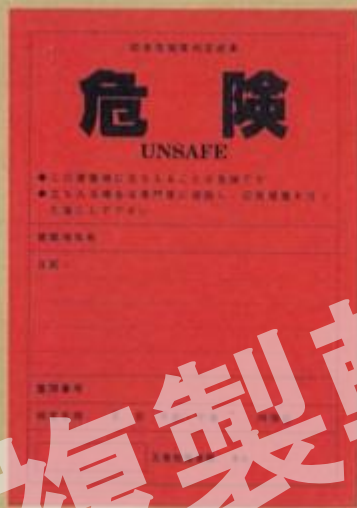


## 判定結果の意味は・・・

応急危険度判定調査を行った場合、その判定結果に基づき、次の3種類の判定標識を建築物の見やすい場所に表示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対しても、その建築物の危険性が容易に識別できるようにします。

また、判定標識には調査結果の簡単な説明及び二次災害防止のための注意事項が書かれています。

なお、この判定標識は、罹災を証明するものではありませんのでご注意ください。



「危険」(赤紙)

### 判定結果の意味

「危険」は、その建築物に立ち入らないこと。



「要注意」(黄紙)

### 判定結果の意味

「要注意」は、立ち入りには十分注意すること。



「調査済」(緑紙)

### 判定結果の意味

「調査済」は、建築物は使用可能。



## 罹災証明書に関するQ&A

### Q1. 罹災証明書とは？

A1. 自然災害（地震、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害）、その他火災等により、被災した住家（現実に居住のため使用している建物）や事業所などの**被害の程度を証明する書類**です。

**市町村**が自治事務（地方自治法に定める地方公共団体の事務区分の一つ）として、現地調査を行い「**災害に係る住家の被害認定基準運用指針**（内閣府）」に基づき判定し、被災者に発行します。

## Q2. なぜ、罹災証明書が必要ななの？

A2. 罹災証明書は、被災者の生活再建のために、災害救助法、被災者生活再建支援法等による**公的支援を受けるための判断**となる重要な書類です。住家の被害の程度を判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的に罹災証明書を発行します。

### ※公的被災者支援策として

- 給付 : 被災者生活再建支援金、義援金等
- 融資 : (独)住宅金融支援機構融資、災害援護資金等
- 減免・猶予 : 税、保険料、公共料金等
- 現物支給 : 災害救助法に基づく応急仮設住宅、住宅の応急修理



### Q3. いつ、だれが、判定(調査)してくれるの？

A3. 災害発生直後は、人命にかかわる2次的災害防止のための被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定のための調査が行われます。

その後、被災建築物応急危険度判定及びその他情報を収集し、罹災証明のための被災した住家や事業所などの被害を調査します。

建物(財産)価値の判定をするため、市町村の管財局や総務局、消防署の担当課職員が調査判定を実施することが多いようです。

Q4. 被災建築物応急危険度判定と罹災証明の判定の違いは？

A4. 被災建築物応急危険度判定は、災害が発生後、出来る限り早い段階で、判定調査を行い、**2次災害を防止**する目的があります。（\* 詳しくは、被災建築物応急危険度判定を参照）

一方、罹災証明の判定は、被災者の生活再建を目的とした**公的支援**を行うために、住家の被害程度を調査します。

以上のように、被災建築物応急危険度判定と罹災証明の判定は、**全く違う目的で行われる調査**です。調査内容、調査員（被災建築物応急危険度判定は、応急危険度判定士が行う）も、調査時期も異なります。

**Q5.** 火災保険(地震保険)の調査の時期は、いつですか？

**A5.** 被災者が、個々に加入している火災保険(地震保険)は、被災建築物応急危険度判定、罹災証明の判定とは、全く違うものです。原則として、各損害保険会社の社員等が、一軒ずつ、訪問・面談し、損害の程度を独自の調査・判定します。

調査時期は、公的な調査(被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定、罹災証明の判定)に支障のないよう、災害後、早い段階で、調査が行われます。